

2008年3月11日号（第3号）

編集・発行：三井住友銀行上海支店 アドバイザリチーム

発行時期：毎月10日・30日頃

## 【トピックス】 庶民の味方「農貿市場」（前編）

中国では、今なお所謂「青空市場」（「農貿市場」、現在は屋内が多い）が庶民の食卓を支えている。農貿市場の多くは古くからの大規模団地の中にあり、①徒歩圏の便利さ、②スーパーの約1/4～半値という安さ、③当日仕入の新鮮さが強味である。

スーパーとの価格差の秘密は、①場所代・設備費の安さ、②出店者である出稼ぎ農民等の人件費の安さ、③出店者の地元からの安値仕入ルート等にある。例えば、国有・集団所有である土地建物は、その管理は民間会社に外注されているものの、地域住民の福利増進ため出店者への賃貸料は極めて低廉に抑えられている。因みに、今回取材した上海市長寧区の農貿市場（東京の代々木上原近辺のイメージ）では、出店料は商品の付加価値に応じて約2元（野菜等）～約20元/日・㎡（海鮮等）（共用スペースを除くネットベース）に設定されており、総じて市場価格より安い水準となっている。

### 【農貿市場の入口】



### 【農貿市場の屋内売場】



## 【特集記事】

### 1. IFRS（国際会計基準）、良くある質問

上海マイツ諮詢有限公司

副総経理公認会計士

松浦 隆祐

### 2. 成都市の商圈実態

矢野経済情報諮詢（上海）有限公司 総経理

岩崎剛人

### 3. 外商投資企業及び外国企業に対する従前の税収優遇政策取消後の取扱について

日綜（上海）投資諮詢有限公司

コンサルタント

佐佐木 清美

当レポートの掲載内容の無断掲載・複製を禁じます。当行及び情報提供先は当レポートの正確性及び完全性を保証するものではありません。掲載内容は作成時点のものであり変更されることがあります。当レポートは利用者の責任と判断でご利用下さい。利用者が当レポートの利用に関して被った損害について、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。個別案件については、法律、会計、税務等の専門家にご相談下さい。

## IFRS、良くある質問

上海マイツ諮詢有限公司  
副總經理 浦東事務所長 公認会計士  
松浦 隆祐  
e-mail : [r-matsuura@myts-cn.com](mailto:r-matsuura@myts-cn.com)

日本企業会計基準委員会実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告 18 号」）に基づき、2008 年 4 月 1 日以降開始される事業年度より在外子会社の日本本社連結用財務諸表は日本会計基準、国際会計基準（以下 IFRS）或いは米国会計基準を用いることとされました。在中国連結子会社の場合、2008 年 1 月 1 日から始まる事業年度から中国会計基準で作成された財務諸表を上記いずれか（IFRS にするケースが多い）に変換する必要があり各社対応を迫られていると思いますが、今回は弊社宛に質問の多い点を検討してみます。

### 1. 新会計準則と IFRS は同じですよ？

2007 年 1 月より施行されている「企業会計準則」（財会 [2006] 3 号、通称「新会計準則」、外商投資企業に対しては適用推奨であり強制ではありません）は IFRS を参考にして作成されていると言われておりますが、実際は異なる点も多くこれを IFRS と同等であるとは日本公認会計士協会含め公式には誰も認証しておりません。現行の「企業会計制度」（2001 年）に基づいて中国子会社の財務諸表が作成されている場合、新会計準則適用へ移行してもなお IFRS への組み替えは必要であるので注意する必要があります。

### 2. すべての中国子会社に対して IFRS へ組み替え必要でしょうか？

日本の連結財務諸表規則第 5 条に基づき全ての子会社を連結する必要がありますので、連結する以上 IFRS へ組み替えが必要です。ただし「資産、売上高等からみて重要性の乏しいものは連結の範囲から除くことができる」との記述もありますので、この辺は本社や本社監査人との調整が必要となります。いずれにせよ、現地サイドは何も決定できません。

### 3. 会社設立年度からすべての会計年度について組み替えないとダメでしょうか？

実務対応報告 18 号には 2007 年度末の中国会計基準と IFRS との差異を 2008 年度期首剰余金の修正として反映させる必要がある旨記載されております。従って、2007 年度分（2007 年 1 月度以降）から始めれば結構ですので、会社設立年度まで遡及して組み替える必要はありません。

### 4. IFRS に組み替えるに当たり具体的に何を検討すべきなのでしょう？

重要な検討課題は、会計方針の確立、及び計算根拠となる根拠資料をどのように財務部が入手するからです。例えば、棚卸資産に関しては低価法を採用しているが正味実現可能価額をどう計算するか、売掛金に対する貸倒引当金をどのように計算するのか、固定資産等の減損テストを行う「減損の兆候」とはどういう場合で、回収可能価額、公正価値はどのように計算するのか、繰延税金資産の回収可能性判断をどうするのか、等です。日本本

社では実施されていても中国子会社で実務的にどのように実施するのかを検討すべきです。

#### **5. 本社連結決算上、IFRSに基づく監査報告書は必要でしょうか？**

IFRS に組み替えした財務諸表（以下 IFRS 財務諸表）に対し中国会計師事務所の監査報告書を添付するよう本社や本社監査人から指摘されるケースがありますが、本社監査人が連結財務諸表に対する監査報告書を発行するに当たり現地子会社の IFRS 財務諸表に対する監査報告書が必要との記述は実務対応報告 18 号及び日本の監査基準にはありませんし、また IFRS 財務諸表に対する監査報告書を発行するためには中国会計師事務所が中国監査基準や国際監査基準などの監査基準に基づいて監査するのか等、法定会計監査とは別の監査作業も必要となる可能性があります。結論として不要なケースが多いと推察されます。実務的には本社監査人から中国会計師事務所へ送付される監査指示書（これを AUDIT INSTRUCTION という）に、中国会計師事務所等が IFRS 財務諸表に対して行うべき手続やレポート様式を指定するのが一般的対応です。

#### **6. 本社四半期連結決算のためには現地で何をすればよろしいでしょうか？**

年度決算と同じように中国子会社の四半期決算を IFRS に組み替えることが必要です。日本本社では連結財務諸表に対して本社監査人による四半期レビューを受けますが、中国子会社については四半期レビュー業務の過程で本社監査人が必要と認めた場合に上記 5. の実務対応と同じ趣旨のレビュー指示書（REVIEW INSTRUCTION）を中国会計師事務所へ発送することになります。

以 上

## 成都市の商圈実態

矢野経済情報諮詢（上海）有限公司  
総経理 岩崎剛人  
e-mail : tiwasaki@yano.co.jp

成都市は中国西南部四川省の省都である。人口は 1,082 万人、2,300 年余の長い歴史がある文化都市のひとつである。全国主要 20 都市の 1 つでもあり、中国西南部の科学技術、商業貿易、金融、交通、通信の中心地である。現在、IT 産業を中心に積極的な企業誘致活動が行われている。そして、西部地域初の地下鉄、道路建設、マンション建設等のインフラ整備も進行中である。

四川省内には世界規模のベスト 500 社の中、111 社が進出しており（2005 年末）、その 95% が成都市に集まっている。日系企業では、トヨタ自動車、コベルコ建機などの製造業の他、イトーヨーカ堂や伊勢丹などの小売業も進出している。

### 成都市の主な商業施設

順番	商業施設名	属性
天府広場、塩市口商圈		
1	成都百貨大楼	中国
2	成都摩爾百盛（天府店）	中国
3	仁和春天百貨人東店	中国
4	美美力誠百貨	香港
春熙路商圈		
5	成都華堂商場春熙店	日本
6	陽光百貨商厦	中国
7	成都太平洋百貨春熙店	台湾
8	成都王府井百貨	中国
9	成都伊勢丹	日本
10	成都西武百貨	香港
驪馬市商圈		
11	成都太平洋百貨全興店	台湾
双楠商圈		
12	成都華堂商場双楠店	日本
その他市街南部		
13	仁和春天百貨棕北店	中国
14	百聯天府購物	中国
15	友誼百貨商場（天府店）	中国
その他市街北部		
16	成都摩爾百盛購物中心（会展中心店）	中国
17	成都匯龍湾百貨商場	中国
その他市街西部		
18	成都西单商場	中国
19	時尚百盛購物中心	マレーシア
その他市街東部		
20	成都萊雅百貨公司	台湾
21	SM 広場購物中心	フィリピン
22	成都華聯商厦	中国

成都市の中心部「錦江区」に立地する「天府広場」から西側、「春熙路」から「塩市口」への繁華街は市内で最も歴史があり、人気の商圈である。百貨店、専門店、飲食店、レジャー施設がこの商圈の各所で見られ、買物スポットとして観光客や地元の人から根強い支持を得ている。



【春熙路の歩行者天国】

最も栄えている商圈は春熙路商圈。東京の銀座中央通りに似た、歩行者専用道路である。ここはその名の通り、常に歩行者しか通ることができない。百貨店、老舗店、洋服専門店、ジュエリーショップ、中、洋、和風レストラン、ブライダル専門店、写真スタジオ、スポーツジム、レジャー施設などさまざまな店舗が、この通りに集まっている。

同商圈を歩いて感じることは女性の多さ。成都是女性の街と言われることも多く、女性向け消費が盛んである。その中でも同商圈は特に女性をターゲットに定めた店舗が多い。特に目を惹くのがジュエリーショップとブライダル写真館である。

ジュエリーショップの老舗「鳳祥楼」は、1927年に開店した成都市で最も歴史ある宝飾専門店。優れた技術と高い品質で、昔から消費者の信頼を得ている。現在、「鳳祥楼」は店としての存在だけでなく、立派な店舗建築で春熙路の見所にもなっている。

また、春熙路歩行街各所にブライダル写真館が20店舗以上あり、店内には新婚カップルと見受けられる人々が大勢いる。店舗だけではなく、歩行街に臨時店舗を開設し、ブライダルフェアも随時行われている。

以上

外商投資企業及び外国企業に対する  
従前の税収優遇政策取消後の  
取り扱いについて

日綜（上海）投資諮詢有限公司  
コンサルタント 佐佐木 清美  
e-mail: sasaki@jris.com.cn

本年度より新《企業所得税法》が施行されたことに伴い、内資・外資ともに企業所得税率が 25%に統一されました。外商投資企業に与えられていた多くの税制優遇措置はその際に取り消されたのですが、2008 年 3 月 5 日付の通達では、それら優遇性措置の一部について、その継続性や有効性・時限が明確になりました。

### 1. 再投資税還付について

外商投資企業の税後利益を当該企業に再投資して増資を行ったり、他の外商投資企業に投資した場合は、2007 年内に再投資事項が完了し、工商管理部門（工商局）にて変更または登録登記を完成していれば、再投資の税還付を受けることができます。しかしながら、2007 年度の分配予定利益で再投資を行ったものについては、還付を受けることができません。

### 2. 利子や特許権使用費等所得の企業所得税徴収免除の処理について

中国の専有技術譲渡、または貸出提供等で外国企業が得た所得は、下記の条件すべてに合致していれば、契約有効期限内は引き続き免税となります。

- ① 契約が 2007 年末前に締結
- ② 《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法》に規定する免税条件に合致し、税務機関の批准を経て免税を受けていた

②に該当するものは、同法 19 条によりますと次のものとなります。

- ・ 国際金融機関の中国政府及び中国国家銀行に対する貸付
- ・ 外国銀行の中国国家銀行に対する優遇利率による貸付
- ・ 科学研究・エネルギー開発・交通事業・農林水産酪農の生産及び技術開発のためにノウハウを提供し取得する特許使用料で、先進技術であるもの、条件を優遇しているもので、税を免除されたもの

これらの契約については、「延長、補充契約」または「拡大された約款」は含みません。

### 3. 期間付き減免税優遇をうけていて、2008 年以降条件が変化した際の処理について

《中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法》第 8 条の部分に相当しますが、「条件が変化」というのは、もともとの経営期間が 10 年未満となったり、辺疆地区にあった外商投資企業が辺疆地区外に移転したりなどが考えられます。もし 8 条が適用されてこれまで減免措置をうけていたが、事情によりその条件に合致しなくなった場合、これまでと同様に、優遇過渡期を含みこれまでに受けていた税額優遇部分返却という意味で追加納付しなければなりません。

以上